

上場会社代表者各位

株式会社名古屋証券取引所  
代表取締役社長 畔柳 昇

## 平成25年金融商品取引法等改正に伴うETFの上場制度の整備に係る 「ETFに関する有価証券上場規程の特例」等の一部改正について

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所は、「ETFに関する有価証券上場規程の特例」等の一部改正を行い、平成26年12月1日から施行しますので、ご通知申し上げます。

(詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ (<http://www.nse.or.jp>) に掲載しておりますのでご覧ください。)

今回の改正は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第45号)が本年12月に施行され、投資信託の併合手続きの簡素化等が図られることから、内国ETFのテクニカル上場に係る規定を整備するなど、「ETFに関する有価証券上場規程の特例」等の一部改正を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

### 記

#### I. 改正概要

(備考)

##### 1. 内国ETFに係る制度整備

- ・当取引所に上場する二以上の内国ETFが併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定される「併合」を指します。)を行うことにより上場廃止となる場合で、併合の決定後、併合後に新たに上場する内国ETFに係る新規上場申請が遅滞なく行われる場合のテクニカル上場に係る規定を整備します。
- ・テクニカル上場に係る上場審査においては、内国ETFの上場審査基準に準じた規定を適用します。
- ・新たに上場する内国ETFについては、原則、併合の効力発生日に上場することとします。

- ・ETFに関する有価証券上場規程の特例(以下「ETF特例」という。)第8条の2及び第21条
- ・ETFに関する有価証券上場規程の特例の施行規則第18条第1項第2号aの2及び第19条

##### 2. その他

- ・新規上場申請時の提出資料として、ETFの新規上場申請者は有価証券届出書に代えて、本年12月1日に改正される金融商品取引法第5条第10項に規定される「募集事項等記載書面」を提出することで足りることとします。

- ・ETF特例第7条第1項第2号j(a)等

・その他所要の改正を行います。

・ETF特例第8条第1  
項

## II. 施行日

平成26年12月1日から施行します。

以 上